

ようやく証人尋問始まる！

去る8月19日に、6月の口頭弁論に続き第2回証人尋問が行われました。浪江町と双葉町の原告ら被害の実態が訴えられた。次回は10月14日に4名の証人尋問が行われます。そのため開始時刻が今回より少し早まります。

ADR申し立て開始！

財物賠償についてはADR（裁判外紛争解決手続）を申し立てすることに、書類作成に着手しました。

山木屋原告団第三次提訴

山木屋地区第三次原告団が2月18日に28世帯(91名)が第一次、第二次に続き集団提訴提訴しました。これで山木屋地区80世帯が提訴したことになります。



第三次提訴報告集会

ADRで請求するもの

- ・土地、建物、農地
- ・農機具、農業用施設
- ・営業用施設など



弁護士によるADR説明会

第一次二十五世帯が作成中ですが、まもなく第二次、第三次と続きます。

なお、説明会は後日開催します。ADRは証拠の写真が決め手となりますので、全体と型番などをそれぞれわかりやすく撮影してください。



撮影例

山木屋原告団副団長 米倉啓示

提訴より2年を迎えようとし、避難生活も限界を超えています。早急に生活再建をしなければならぬのに遅々として進まない裁判にあきれ果てている方も多いと思います。

IAEA支配下のもと、国は事故の原因や責任の究明も被害の実態調査もせず、この原発事故被害を過小評価し、何事もなかったことにしようとしています。

そんななか、我々は自らの命、健康を守り、失った財産、権利を取り戻さなければなりません。チエルノブイリの例からも、今後起こりえる健康被害には注意を払っていかねばなりません。それに対処する法的な権利などの備えも必要です。

そのためには、我々は弁護団の力を借りて被害の実態を明らかにし完全賠償を勝ち取り未来につなげなければなりません。また、我々の裁判もようやく中盤にはいりましたが先の見えない状況にあります。そんななか、取れるものは取っておくとADRも始めました。

ADR申し立ても、帰還困難区域を除いてすべて29年3月解除の方針が示される中、和解案が先延ばしになっています。その様な現状の中、今年も山木屋原告団弁護団合同合宿を行います。

今後の裁判のありかたに重要ですので、原告の出席をお願いいたします。特に女性の参加の要望がありました。今までの生活の実態を知る上で重要とのことでした。

弁護団は我々の代理人です。我々が弁護団に実状と要望を十分に伝え、理解して貰わなければ満足な成果は得られません。今回の合宿では弁護団との十分な時間がありますので、是非万障繰り合わせの上ご参加下さい。

これまでの経過

月日	内容	場所
6月10日	第11回口頭弁論	地裁いわき支部
6月14日	総会	福沢多目的集会所
6月16日	山木屋班会議	弁護士会館(霞が関)
6月19日	山木屋班会議	上野弁護団事務所
6月20日	福島原発弁護団会議	台東区寿会館
6月20日	ひだんれん会議	郡山教組会館
7月7日	山木屋班会議	上野弁護団事務所
7月14日	役員会	仮説談話室
7月20日	ADR説明会	仮設集会所
7月21日	山木屋班会議	上野弁護団事務所
7月27日	ひだんれん集会	福島テルサ
7月29日	いわき市民訴訟	地裁いわき支部
8月5日	山木屋班会議	上野弁護団事務所
8月9日	全国原告団結成準備会	東京虎ノ門会館
8月19日	第12回口頭弁論	地裁いわき支部
8月22、23日	弁護団夏季合宿	いわき湯本古滝屋
8月29日	ひだんれん会議	郡山教組会館
9月1日	山木屋班会議	上野弁護団事務所
9月16日	いわき市民訴訟	地裁いわき支部



ひだんれん結成記者会見(県政記者クラブ)



ひだんれん結成大会(二本松市・男女共生センター)

今後の予定

月日	内容	場所
9月27、28日	山木屋原告団合宿	土湯温泉山水荘
10月14日	第13回口頭弁論	地裁いわき支部
10月27日	ひだんれん集会	県文化センター
12月9日	第14回口頭弁論	地裁いわき支部
2月17日	第15回口頭弁論	地裁いわき支部
4月27日	第16回口頭弁論	地裁いわき支部
6月15日	第17回口頭弁論	地裁いわき支部
8月24日	第18回口頭弁論	地裁いわき支部
10月19日	第19回口頭弁論	地裁いわき支部
12月21日	第20回口頭弁論	地裁いわき支部

山木屋原告団合宿の案内

日時 9月27日(日)～28日(月)
 場所 土湯温泉山水荘
 詳しくは別紙にて。



全国原告団結成準備会(東京虎ノ門)



福島原発弁護団会議(台東区寿会館)

田邊一隆
 弁護士
 周南法律事務所



西島和
 弁護士
 西島法律事務所



松岡肇
 弁護士
 新和総合法律事務所



高橋右京
 弁護士
 渋谷共同法律事務所



米倉勉
 弁護士
 渋谷共同法律事務所



弁護士紹介